

第4章 具体的な取組内容

1 基本目標 1

みんなで支えあう 地域づくり

基本施策 1-1

身近な交流と助けあいの活性化

現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、地域住民の交流機会の減少とともに住民のつながりの希薄化が進んでおり、アンケート調査でも、住民同士の交流に満足している人の割合は11.3%と低い水準に止まっています。

一方で、支援や介護を必要とする高齢者は増加傾向にあり、地区懇談会でも、家事や買い物などの日常生活に関する悩みや、昼間一人になる高齢者への見守りなどの問題が指摘されています。

今後、コミュニティの活力低下が懸念されるなかで、公的な福祉サービスだけでなく、住民の暮らしを支える基盤として、町内会などの小地域単位における住民同士の日常的な支えあい・助けあいが、ますます不可欠なものとなっています。

そのために、町内会をはじめ地域の様々な組織や活動を通じて、孤立したり引きこもりがちな人の状況を把握するとともに、住民同士の交流を深め、ゆるやかに支えあえるような顔の見える信頼関係を構築することが求められます。さらに、障がいや認知症など支援を必要とする人に対する住民相互の理解を深め、子どもから高齢者まで地域ぐるみで見守りや声かけなどのちょっとした地域福祉活動に取り組んでいくことが求められます。

基本的な考え方

- ・性別や世代、居住歴などを問わず、地域住民が出会いふれあい交流できる場や機会を提供し、身近な住民同士の連帯感の醸成と顔の見える関係づくりを進めます。
- ・小地域における日常的な見守りや声かけなどの支えあい・助けあいの活動を、地域ぐるみの活動に広げていきます。

市民や事業者等に求められる役割

- ・地域の交流イベントや清掃活動等に参加して住民同士の結びつきを深めるとともに、不安や悩みを抱えた住民を地域ぐるみで支えあい助けあうために、ちょっとした声かけや見守りなど無理なくできる小さな取組が求められます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
住民同士のふれあいや交流の状況 (アンケート調査)	11.3%	15.0%

※「大変良い」「良い」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) あいさつ・見守り活動の推進

① あいさつ運動の推進

助けあいや見守りを進めるための第一歩として、小中学校におけるあいさつ運動や、防犯活動等の地域活動におけるあいさつ運動を着実に推進し、気軽に声をかけあえる関係づくりを進めます。

② 小地域における見守り活動の推進 **重点④**

暮らしに不安を抱える高齢者などが安心して暮らし続けられるように、民生委員・児童委員を核として、町内会や老人クラブ、小中学校の児童・生徒などがそれぞれの役割を持ってゆるやかに連携を図りながら、地域住民による日常的な見守りや声かけなどの活動が行われるように支援します。

■ 小中学校あいさつ運動

教育目標にもあいさつ運動を入れ、登校時や来客へのあいさつ運動を推進

■ 高齢者見守りネットワーク構築事業

町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員等の協力のもと高齢者見守りネットワークを構築

(2) ふれあい・交流の充実

① コミュニティにおける連帯意識の向上

コミュニティフェスティバルなどの交流イベントを通じて、世代間の交流や新たに転入してきた人との交流などを推進し、地域の連帯感の醸成に努めます。

また、コミュニティ同士の情報交換を通じて悩みやノウハウを共有し、よりよい地域づくりを進めるために、コミュニティ団体情報交換会も継続して実施します。

② 老人クラブや子ども会等の活動支援

老人クラブや子ども会等の活発な活動を支援して、会員の拡大を進めるとともに、コミュニティと連携して暮らしやすい地域づくりに寄与する交流や見守りなどの取組を促進します。

■ コミュニティ団体情報交換会

※左記のとおり

■ いきいきサロン

閉じこもりがちな高齢者の認知症予防や健康増進を目的として、手工芸品の展示・販売、コーヒーの提供を行う。老人クラブが社会貢献事業として運営

③高齢者や子育てなどの各種サロン活動の充実

身近な小地域やコミュニティで気軽に参加でき、地域住民の交流を促進するための場として、いきいきサロンをはじめ様々なサロン活動を関係団体と連携して拡充します。

また、子育てに悩む保護者の相談や出会いの場づくりを支援するために、親子交流教室や子育てサロンなど既存の取組を効果的に情報発信して、多くの親子の利用を促します。

■子育てサロン

子育て中の人々が気軽に集まっておしゃべりできるサロン。主任児童委員部会が運営

社会福祉協議会の取組

小地域における住民同士の出会いやふれあい、学びあいの場を創出することにより、仲間づくりや生きがいつくり、さらには地域課題の解決を推進します。

具体的には、関係機関やボランティア等と連携しながら、高齢者や障がい者のつどいの機会を提供するとともに、未就学の子どもと保護者が楽しく遊び交流を深められるような居場所づくりを実践します。

さらに、地域住民がより交流を深め福祉活動に取り組めるよう、地区社会福祉協議会活動を推進します。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	高齢者を見守るための仕組みづくりと地域の関係団体との協力 重点④	市の緊急通報事業、民生委員・児童委員の見守り、ボランティアによる配食サービス、老人クラブの友愛訪問活動、今後のふれあいサロンでの見守り事業について、市と地域との関係団体と高齢者支援に取り組んでいく。
②	ふれあいサロン 立ち上げ支援 重点④	高齢者・子育て中の親子・障がいのある人たちが気軽に交流できるつどいの場づくりを、地域包括支援センターとボランティア、地域住民が連携して立ち上げることを支援する。また、サロンと対象となる事業者を結びつけるなど、サロンの運営を支援する。
③	ひとり暮らし老人のつどい	ひとり暮らしの高齢者同士のふれあいを図るために、日帰りバス旅行を実施する。
④	立春のつどい	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人を対象として、演劇等を楽しんでもらう機会を提供するとともに、開催場所の充実を図る。
⑤	ふくししくん広場	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じてお互いを認め合うとともに、親同士の交流の場となるように内容を充実させながら、ボランティアによる催しを開催するなど利用促進を図る。
再掲	小地域福祉活動の展開 (再掲:基本施策2-2)	小学校区コミュニティ推進協議会の活動に積極的に加わり、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣して、障がいや認知症などに関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供するなどしながら、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開する。

基本施策 1-2

安全・安心な地域づくり

現状と課題

南海トラフ巨大地震や浸水被害などの発生が懸念される本市においても、東日本大震災の発生後、住民の防災意識は高まりをみせており、市の地域防災計画の策定に関連して地域における自主防災活動に活発に取り組む地域も増えています。

一方で、伊勢湾台風などの大規模災害を経験していない世代も増えており、アンケート調査をみると、個人や家庭における防災訓練への参加や備蓄品等の備えは十分に進んでいないのが現状です。地区懇談会では、避難行動要支援者の実態把握や支援体制づくりに対する課題も数多くあげられています。

また、高齢者や障がい者を狙った詐欺などの犯罪に対応するため、警察署や防犯協会、コミュニティの防犯部会などが連携して防犯啓発キャンペーンや自主防犯パトロールなどを積極的に実施しており、年々犯罪件数は減少傾向にあります。ただ、振り込め詐欺等の新たな犯罪被害が後を絶たないことから、防犯に対する意識や知識の向上を図り、犯罪のないまちづくりに継続して取り組むことが求められます。

市内における交通事故は減少傾向にあるものの、地区懇談会では中高生の自転車運転マナーの低下も指摘されており、とくに歩行中の子どもや高齢者と自転車の事故も増えています。安全に移動できる道路環境を整備するとともに、自動車のドライバーはもとより、歩行者や自転車の交通安全意識やモラルを高めるための交通安全運動の充実が課題です。

基本的な考え方

- ・地域の自主防災力を高めるため、自主防災組織や学校における防災活動を支援するとともに、防災・減災に関する意識啓発や家庭における備えなどを促進します。
- ・避難行動要支援者の把握及び地域ぐるみの支援体制づくりを進めます。
- ・防犯や交通安全に関する情報提供を充実するとともに、防犯教室や交通安全教室などを通じて住民の意識及びモラルの高揚を進めます。

市民や事業者等に求められる役割

- ・地域の自主的な防災・防犯・交通安全の活動に関心を持ち、自助・共助の必要性を理解するとともに、防災訓練や交通安全教室などの活動に参加・協力することで、安全・安心な住環境を地域ぐるみで育てていくことが求められます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
防犯(犯罪の少なさ)の状況(アンケート調査)	25.2%	27.0%
防災(災害時の体制整備)の状況(アンケート調査)	9.8%	12.0%

※いずれも「大変良い」「良い」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) 自主防災体制の充実

① 防火・防災に関する啓発活動

防火・防災に対する現状や課題を周知するとともに、日頃から家庭や地域で備えることの必要性や対応策などについて情報提供や講演会などを行い、住民の継続的な意識啓発を図ります。

② 地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援 **重点③**

地域ぐるみで災害に立ちむかい、災害発生時に的確な避難行動がとれるように、自主防災会等の地域が主体となって、子どもや若年層も参加したくなるような実践的な防災訓練の実施を支援します。また、避難行動要支援者への対応についても訓練を通じて地域で検討を進めます。

③ 自主防災活動の担い手育成 **重点①**

自主防災活動のリーダーや防災ボランティアコーディネーターなどの担い手を養成するための研修を、NPO等の関係機関と連携して実施します。

また、子どもの防火・防災意識を高め、未来の防災の担い手育成を目指して、小中学校において煙の体験や啓発などの防火・防災教育を充実します。

■ 地域防災訓練の支援

各小学校区において地域が主体となった自主防災訓練の運営を支援

■ 防災リーダー養成講座

NPOとの連携により、自主防災組織の役割や意義、防災に必要な知識や技術を実践的に学ぶ

(2) 災害に強い住まい・地域づくり

① 住宅の耐震化や家具転倒防止の促進

大規模地震から住民の生命・財産を守るため、耐震改修促進計画に基づき昭和56年以前の古い住宅の耐震診断及び耐震改修を促進するとともに、各家庭における家具転倒防止の取組を促進します。

■ 耐震改修促進計画

住宅・建築物の耐震診断および耐震改修等を計画的かつ総合的に推進し、災害に強いまちづくりを実現するための計画

②地域の危険個所の把握・整理

地域の防災上の危険個所を住民の視点から調査・点検するとともに、被害予測をふまえた適切な避難経路の情報などをまとめて、地域住民で共有するためのマップ作りを支援します。

(3) 避難行動要支援者の支援

①避難行動要支援者の把握 **重点③**

災害対策基本法の一部改正にともない、風水害や地震などの災害時に、自力で避難することが困難な人や、情報・意思の伝達が困難な人の安否確認や避難誘導等の支援を行うため、災害時要配慮者の登録の仕組みを生かして、関係部局が連携して避難行動要支援者名簿の作成・更新を推進します。

②避難行動要支援者の情報伝達・避難支援 **重点③**

名簿情報の的確な管理及び本人の同意に基づく避難支援等関係者への提供を行い、名簿情報を活用した情報伝達や避難支援、安否確認などを行って避難行動要支援者を支援します。

(4) 防犯活動の充実

①防犯意識の向上

日頃から犯罪発生状況や新たな犯罪の動向などについて、市の広報紙やホームページなどの多様な媒体を使って迅速に周知します。さらに、街頭などでの啓発キャンペーンや防犯教室などを通じて、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。

②自主防犯パトロールの支援

警察署や防犯協会、津島みまもり隊などのボランティアとコミュニティ推進協議会が連携して、犯罪を排除するための自主防犯パトロールや見守り活動などを支援します。

(5) 交通安全対策の充実

①交通安全教育の推進

交通事故を減少させ、子どもや高齢者などの交通弱者が安全な毎日を送れるように、関係機関やボランティア、地域などと連携して子どもや高齢者に対する交通安全教室を実施します。

■耐震診断費補助事業

3階建て以下の戸建て非木造住宅で耐震診断に要する費用を一部補助

■災害時要配慮者の登録

一人暮らしの高齢者や障がい者などを対象に災害時要配慮者の登録を受け付け、本人の同意に基づき支援者団体へ提供

■防犯教室・講座開催事業

街頭犯罪の減少と市民の防犯意識の高揚を図るため防犯教室や講座を開催

■津島みまもり隊

犯罪のない安全で住みよい地域づくりに貢献するため見守り活動を行うボランティア組織

■交通安全教室開催事業

交通事故の減少と交通安全意識の高揚を図るため、高齢者や子どもを対象とした交通安全教室を開催

②登下校における交通安全指導

交通指導員やPTAによる小学生の登下校時の交通指導や見守りを継続的に行うことにより、子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。

③通学路の安全確保

関係機関が連携して、定期的に通学路の点検を行うとともに歩道のカラー舗装などの通学路安全プログラムを推進し、安全な通学路の確保に努めます。

■通学路安全推進事業

通学路の点検を定期的に行うことで安全な通学路の確保に努める。

社会福祉協議会の取組

防災に関するボランティアの養成は、地域の自主防災活動のリーダーとなる町内役員などの人材を育成するとともに、災害発生時のスムーズなボランティア受け入れにつながるコーディネーターの養成という面においても非常に大事な取組です。

また、災害発生時に備えて、日頃から地域の防災訓練や避難行動要支援者への対応などにおいて市や地域と密接に連携することで、情報共有や協力関係を深めておくことが不可欠です。

社会福祉協議会職員のスキルアップも図りながら、これらの事業を継続的かつ着実に推進して地域の防災力の底上げに寄与します。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	災害支援ボランティアセンターの設置及び運営	大災害時でのボランティア支援センターの役割や活動に学び、災害ボランティアの派遣について習熟するとともに、コミュニティ推進協議会にも参加を呼び掛けて、より実践的で幅広い内容を含む立ち上げ訓練を進める。
②	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるように定期的に研修を盛り込むとともに、海部地域で開催されているコーディネーター養成講座を支援する。
③	地域防災訓練の支援	自主防災会やコミュニティ推進協議会が主体となった地域の防災訓練の準備や当日の運営を支援し、災害時に向けた日常的な情報共有や協力関係を強化する。
④	避難行動要支援者の名簿作成及び避難の支援 重点③	避難行動要支援者の対象となるのは、ひとり暮らしの高齢者や介護保険認定者、障がい者など、社会福祉協議会として日頃から支援・介護に関わっている人が多いことから、対象者の把握や避難支援などにも市や関係機関と連携して取り組む。

基本施策 1-3

社会参加の促進と生きがいづくり

現状と課題

東日本大震災を契機に、社会貢献やボランティア活動に関する意識が高まりを見せるなか、本市においても、平成27年にボランティアセンターに登録している活動団体は51団体、登録者数は1,818人となっており、活動は活発化しています。しかし、アンケート調査をみると、関心や意欲の高まりにくらべて、実際にボランティア活動を実践している人がまだ少ない割合にとどまっているのが現状です。

こうしたなか、本市では、市民と行政の協働によるまちづくりを理念に掲げ、コミュニティを核とした地域自治を進めるとともに、様々な分野でのボランティア組織を立ち上げたり、市民活動団体・人材バンクを通じてボランティアの機会を提供するなど、多様な社会参加を進めてきました。平成27年10月には「つしま夢まちづくりセンター（市民活動センター）」を設置し情報提供や相談支援業務を行うとともに、「つしま夢まちづくり提案事業補助金」による資金面での支援も充実させるなど、様々な活動支援を進めています。今後は、実践活動にむけたマッチングの機会やきっかけづくりなど、現場の状況や個人・団体のニーズに応じたきめ細かい支援が求められます。

また、女性や子ども、高齢者や障がい者、外国人などさまざまな人権問題について啓発活動を行い、お互いの違いを認め合えるような共生の地域づくりを進めてきました。今後も、性別や障がいの有無、国籍の違いなどに関わらず、自分らしく生きがいをもって働いたり、娯楽やスポーツを楽しむことができるような、あらゆる人が共に住み共に居場所や役割を持って社会参加できる社会を築くことが求められます。

基本的な考え方

- ・ 高齢者や障がい者をはじめ、誰もが一市民としての役割を持って社会参加するとともに、生きがいを感じながら豊かに暮らし続けられるよう、ボランティア活動や就労機会の確保などを支援します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・ 世代や性別、国籍をこえて多様な交流の機会をもつことで相互理解を深めるとともに、それぞれが生きがいをもって自分らしく活躍できるボランティア活動などの社会参加のあり方を見つめなおし、一つずつ実践活動につなげていくことが求められます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
ボランティア活動に取り組んでいる人の割合 (アンケート調査)	23.3%	25.0%

※「団体に属して活動している」「個人で活動している」「過去に活動したことがある」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) 市民活動・ボランティア活動の充実

①市民活動・ボランティアに関する情報提供・啓発

市や社会福祉協議会のホームページ、広報紙などの内容の見直しを行いながら、ボランティアに関してわかりやすく役立つ情報提供、広報活動に努めます。

②市民活動・ボランティア活動への橋渡しとネットワークづくり **重点①**

つしま夢まちづくりセンターや社会福祉協議会のボランティアセンターを通じて、社会活動への参加意向のある市民をボランティア活動につなぐとともに、参加者・団体間の情報交換や交流・連携を支援します。

③市民活動・ボランティア活動の助成制度の充実

地域づくりに資する公益性の高い市民活動やボランティア活動に対して、つしま夢まちづくり提案事業補助金や社会福祉協議会のボランティア活動応援事業（後述）などの活動助成制度を通じて、資金面から活動の発展を支援します。

【関連する取組（再掲）】

■各種ボランティア等の養成講座の充実【基本施策2-1-(2)】

■介護支援ボランティアの充実【基本施策2-1-(2)】

■地域活動やボランティア活動のコーディネート【基本施策2-3-(3)】

■つしま夢まちづくりセンター

市民活動の活性化を図ることを目的に、必要な情報の提供や相談業務等を実施

■つしま夢まちづくり提案事業補助金

個性あるまちづくりを促進する公益性の高い市民活動への活動助成

(2) 人権に対する理解促進と社会参加の支援

①人権に関する啓発活動

女性、子ども、高齢者や障がい者、外国人などさまざまな人権問題についての理解を深めるとともに、差別や偏見を解消し相互理解を促すための学習機会の提供や啓発活動を実施して、多様な社会参加を認め合える地域づくりを進めます。

■人権問題学習講座

様々な人権問題に関する学習機会を提供し、差別や偏見の解消を図る

②同和問題に対する理解促進

同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、同和問題の正しい理解と認識を深めるための講座や研修会などのさまざまな取組を行います。

③多文化共生の推進

国際交流協会と連携し、国籍や言葉、文化、生活習慣の違いを尊重し理解しあうことができるように日本人市民と外国人市民の交流を進めます。

また、外国語情報の提供の充実など、外国人が暮らしやすい環境整備を図ります。

④障がい者の社会参加促進

障がい者の社会参加を容易にするための移動支援や意思疎通支援を充実するとともに、スポーツやレクリエーションに参加しやすい環境整備やボランティア人材による支援体制づくりを進めます。

⑤南文化センターを拠点とした自立・社会参加の支援

南文化センターにおいて、様々な人権問題への関心と理解を深める情報を発信するとともに、地域の交流事業や生活課題に応じたデイサービス事業などを展開し、住民の自立と社会参加を支援します。

(3) 就労機会の拡充

①障がい者が働きやすい環境づくりや就労機会の確保

障がい者施設やハローワーク等との連携を通じ、事業者に対して障がい者雇用に対する理解や制度の周知などを行うとともに、障がい者の職業訓練や就業斡旋、授産施設や就労移行支援事業・就労継続支援事業等の充実を図り、就労機会の確保に努めます。

②男女が働きやすい環境づくり

男女が共に働きやすい環境をつくるため就業環境の改善や、関連する法令や制度の周知、仕事と生活の調和を実現するための支援などを進めます。

③高齢者の就労機会の拡大

自分の能力を活かして働くことを通じて高齢者が生きがいをもって活躍できる地域づくりをめざし、シルバー人材センターなどで高齢者の就業機会の確保・提供に努めるとともに、地域課題に対応した有償ボランティアなどの取組を支援します。

■国際交流事業

市民の国際理解、国際感覚の醸成を図るとともに、活動を担うボランティア等の人材を育成

■移動支援・意思疎通支援事業の拡充

障がい者のニーズにあった利用しやすい事業を展開して社会参加を促進

■南文化センター活用推進事業

各種の福祉事業を推進し、地域住民の交流拠点としての機能強化を図る

■障がい者優先調達推進事業

障害者就労施設等の受注の機会を確保するため、市が物品やサービス（役務）を調達する際、障害者就労施設等からの調達を推進する。

■高齢者就労支援事業

高齢者の就労支援及びシルバー人材センターへの登録促進。

社会福祉協議会の取組

地域の現状や課題、福祉ニーズ、さらにはボランティアに取り組む個人や団体の悩みやニーズを的確に把握したうえで、地域福祉に関する学習機会の提供、ボランティアに関する情報提供や意識啓発、ボランティア人材の発掘・育成、団体間のネットワークづくり、活動助成、ボランティアの派遣などの様々な取組を、市民活動センターと連携を図りながら総合的かつ柔軟に行います。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	ボランティアセンター機能の充実 重点①	ボランティア活動を推進するために、各種ボランティア講座の開催や情報提供、相談、団体への育成援助などの活動を充実するとともに、地域住民の福祉ニーズに応じてボランティアの活動領域を広げつつ、ボランティア活動の希望者の登録を促す。また、市民活動センターとの連携を図りながら、ボランティア団体の交流促進や、ボランティア活動を必要とする者とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努める。
②	ボランティア活動応援事業（育成援助）	ボランティア登録団体を対象に、その活動の意義や公益性を評価するとともに、組織・活動の継続・発展を支援するための活動助成を行い資金面での援助を行う。
③	ボランティア情報誌の発行	市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、団体の取組などについて情報提供を行う。
再掲	小地域福祉活動の展開（基本施策2-2）	小学校区コミュニティ推進協議会の活動に積極的に加わり、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣して、障がいや認知症などに関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供しながら、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開する。



2 基本目標2

地域の力を高めるための支援・仕組みづくり

基本施策 2-1

地域福祉の啓発 及び 担い手の育成

現状と課題

住民一人ひとりの思いやりの心を育み、地域住民同士の支えあい・助けあいを地域の風土として根付かせていくために、子どもから高齢者まで幅広い世代の住民が地域福祉に対する関心や理解を深めることが不可欠です。

このため、市や社会福祉協議会の広報紙やホームページなどを通じて地域福祉に関する様々な情報提供を行うとともに、各種の講演会や講座等、福祉まつりなどのイベントを通じた啓発活動を推進しています。また、社会福祉協議会との連携を通じて小中学校で様々な福祉教育を行っています。

さらに、地域福祉活動を担うリーダーやボランティア人材の育成についても、ボランティアセンター等での講座や研修をはじめ、防災や認知症等を支援する人材の養成講座など、個別の分野における担い手育成にも努めています。

こうした取組を通じて徐々に市民の参加意向や関心は高まっているものの、現状では地域の福祉課題が複雑化・多様化する中で、それらを支える人材の高齢化や担い手不足が課題となっています。今後は、新たな担い手の発掘・育成を進めるとともに、ちょっとしたお手伝いなどの多様な役割や関わり方を認めあい、ボランティア活動のすそ野を広げていくことが求められます。

基本的な考え方

- ・子どもから高齢者まで、地域福祉について理解と関心を深め、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるように、普及啓発や人材育成、福祉教育を進めます。

市民や事業者等に求められる役割

- ・日頃から地域福祉に関する様々な話題や情報に関心を持つとともに、高齢者や障がい者などの助けを必要としている人たちと触れ合う機会をつくり、地域での支えあい・助けあいの必要性について理解を深めることが求められます。
- ・気軽にできる支えあいの活動に参加・体験していただくことからはじめ、関心のあるテーマや課題については基本的な知識や技術を学ぶことで、よりやりがいや充実感を感じながら、地域福祉の担い手として活躍することが期待されます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
ボランティア登録者数	1,818人	2,000人

市 の 取 組

(1) 地域や家庭における地域福祉の意識啓発

① 広報紙等を通じた情報提供の充実

広報紙やホームページ、回覧板、社会福祉協議会などの関係機関の広報などを活用して、地域福祉について理解や認識を深めるような様々な情報提供を着実に進めます。

② 福祉まつり等のイベントでの普及活動

地域福祉を身近なものとして感じてもらえるように、福祉まつりや各種講演会などのイベントを通じて、支援を求めている当事者や支援団体等とのふれあいや対話、体験の機会を提供します。

【関連する取組（再掲）】

- 市民活動・ボランティアに関する情報提供・啓発【基本施策1-3-(1)】
- 地域自治活動に関する情報発信の支援【基本施策2-2-(1)】
- コミュニティ推進協議会の役割や進め方等に関する情報提供【基本施策2-2-(1)】
- 地域福祉について話し合う「地区懇談会」の開催【基本施策2-2-(2)】

■福祉まつり

ふれあいをテーマに多くの市民と障がい者の交流、市民の障がい者への理解と福祉の充実を図ることを目的としたイベント

(2) 地域福祉の担い手の発掘・育成

① 各種ボランティア等の養成講座の充実 **重点①**

地域課題や福祉ニーズ、市民の地域貢献の意向などを踏まえて、防犯や防災、交通安全、認知症など幅広い分野において入門から専門まで発展段階に応じた担い手を育成するため、つしま夢まちづくりセンターやボランティアセンターなどにおける人材養成講座の充実を図ります。

また、外部の研修や講座を有効活用するとともに、生涯学習講座においても、自己実現型の講座に加えて、地域貢献やまちづくりをテーマにした講座の開催を検討します。

■つしま夢まちづくりりと講座

市民と行政の協働のまちづくりを担う人材の育成を目的とした養成講座。

②介護支援ボランティアの充実

ボランティアを通じて社会参加し、より元気になることを目的とした介護ボランティア制度について、制度の周知や活動の受け皿の拡充によるニーズや担い手の掘り起こしを進め、活動の機会を拡充します。

③認知症サポーターの養成 **重点①**

市職員や老人クラブ、民生委員、協同組合等の高齢者と接する機会の多い事業所を中心に、さらに小中学生などの若い世代に対しても認知症に対する正しい理解と普及を図るために認知症サポーター養成講座を開催して、支援者の拡充を進めます。

④団体・人材情報データベースの拡充

地域で活動する市民や団体の情報を発掘・収集し、登録を進めてデータベースの充実を図るとともに、そのデータを有効活用して支援を求めている人を地域とつなぐ取組を推進します。

【関連する取組（再掲）】

- 自主防災活動の担い手育成【基本施策1-2-(1)】
- 市民活動・ボランティア活動への橋渡しとネットワークづくり【基本施策1-3-(1)】
- 市民活動・ボランティア活動の助成制度の充実【基本施策1-3-(1)】
- 地域コミュニティリーダーの養成【基本施策2-2-(2)】

(3) 学校における福祉教育の充実

①豊かな社会性を育む地域学習・体験活動の推進

児童・生徒の豊かな人間性や社会性、地域への愛着を育むために、学校・保護者・地域が協働して地域活動やボランティア活動などの体験活動を推進します。

②体験型の福祉教育の充実 **重点①**

児童・生徒にノーマライゼーション*の理念を普及し福祉意識を高めるために、社会福祉協議会などと連携し、障がい者の日常生活に根ざした体験学習に取り組むなど、小中学校での福祉実践教室や総合学習での福祉教育の充実を図ります。

■介護支援ボランティア制度運営事業

高齢者のボランティア活動を支援し、社会参加の促進と介護予防につなげる

■市民活動団体・人材バンク

個人の特技や団体の活動内容等を一元的に登録し情報提供して支援希望者とのマッチングを図る

■学校支援地域本部事業

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを行い、地域の教育力向上を図る。

社会福祉協議会の取組

多くの市民が地域福祉について正しい理解と関心を深めるために、情報や学習機会の提供などを通じた啓発活動を行います。また、地域福祉の担い手を育成するため、地域福祉・介護やボランティア支援等に関するノウハウを生かして、地域住民の福祉ニーズに沿った各種ボランティア養成講座等を開催します。

さらに、学校教育における体験学習等、福祉教育を支援するとともに、子ども、高齢者、障がい者とともに学びあいながら、子どもの頃から支えあい意識を育み、地域福祉の担い手育成につなげていきます。

こうした取組を安定的にきめ細かく推進していくために、各ボランティア団体と連携するとともに社会福祉協議会としてボランティアセンターの機能強化を図ります。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	ボランティア養成講座の開催 重点①	市民のボランティアに対する理解や基本的なスキルを身につけるとともに、地域の福祉課題などに対応した専門性の高い実践的な研修まで、講座内容の充実を図る。
②	福祉教育への支援 重点①	県社会福祉協議会の方針を踏まえて、市内の小中高校が実施する、障がい者や高齢者などへの理解促進を図るための福祉教育に対して助成を行う。具体的には、視覚障がい者との調理実習や買い物など、体験を重視した学習内容の充実に努める。
③	青少年ボランティア福祉体験学習事業	中高生が福祉施設で福祉体験を行うことで高齢者や障がい者への理解を深められるよう、福祉教育との一体的な実施を検討する。
再掲	防災ボランティアコーディネーター養成講座への支援 (基本施策1-2)	災害時のボランティア活動をコーディネートするため、職員がコーディネーターとして活躍できるように定期的に研修を盛り込むとともに、海部地域で開催されているコーディネーター養成講座を支援する。
再掲	ボランティア情報誌の発行 (基本施策1-3)	市民が気軽にボランティア活動に参加できるよう、団体の取組などについて情報提供を行う。
再掲	ボランティアセンター機能の充実 (基本施策1-3)	地域住民の福祉ニーズに応じてボランティアの活動領域を広げるとともに、ボランティア活動の希望者の登録を促す。また、市民活動センターとの連携を図りながら、ボランティア団体の交流促進や、ボランティア活動を必要とする者とのマッチングを支援するなど、コーディネート機能の強化に努める。
再掲	小地域福祉活動の展開 (基本施策2-2)	小学校区コミュニティ推進協議会の活動に積極的に加わり、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣して、障がいや認知症などに関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供するなどしながら、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開する。

基本施策 2-2

地域自治活動の支援

現状と課題

近年、少子高齢化などにより地域課題が多様化・深刻化する中で、日々の生活の場であるコミュニティは、住民同士の身近な支えあい・助けあいにより、安心・安全な暮らしを守るための社会基盤（セーフティーネット）としての役割がますます重要になっています。

しかし、近年では世代間や新たに転入してきた人とのつながりが希薄化するとともに、町内会加入者の減少や担い手の高齢化などの問題を抱えて、地域活動がマンネリ化するなど、住民による主体的なまちづくり活動の維持・発展が難しくなっています。

そこで、本市では8つの小学校区においてコミュニティ推進協議会が設立され、地域内の様々な団体・活動の連携を通じて、地域住民の交流促進や防災、防犯、交通安全、環境保全、地域福祉など様々な分野で住民の自主的な活動を推進しています。本計画の策定においても、各小学校区で地域福祉に関わる人と共に現場の悩みや福祉課題、今後の取組などについて話し合いを進めています。

今後、地域内における身近な見守りや助けあいの地域福祉活動を推進していくために、住民のコミュニティ活動への理解を深め、幅広い協力・参加を促すとともに、社会福祉協議会等の支援のもとで福祉課題に対応できるような推進体制の見直しを図っていくことが求められます。

基本的な考え方

- ・地域自治の役割や必要性、コミュニティ推進協議会の活動内容に関する情報発信を支援し、地域自治活動への関心を高め自主的な参加・協力を促します。
- ・コミュニティ推進協議会を核とした地域課題解決の自主的な活動を、資金やノウハウ、活動場所、人材育成などの面からきめ細かくバックアップします。

市民や事業者等に求められる役割

- ・コミュニティ推進協議会から発信される様々な情報に触れることで、コミュニティ推進協議会の役割や活動内容、その必要性について理解を深めることが求められます。
- ・個人的に関心のある地域活動に参加・体験していただくことからはじめ、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地区懇談会や研修会に参加するなど、コミュニティ活動の担い手として貢献することが期待されます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
コミュニティ推進協議会の活動に参加したことがある人の割合(市民意識調査)	9.7%	30.0%

市 の 取 組

(1) 地域自治活動に関する情報提供

①地域自治活動に関する情報発信の支援

地域住民の地域活動への関心を高め自主的な参加・協力を促すために、市民活動情報誌や市ホームページなどを通じてコミュニティ推進協議会をはじめとする地域活動の状況などを掲載するとともに、各協議会のかかわら版を市役所等の情報コーナーに設置するなどして、活動の周知・啓発を支援します。

②コミュニティ推進協議会の役割や進め方等に関する情報提供

コミュニティ推進協議会の役割や必要性等について啓発するため、住民向けパンフレット「コミュニティの輪」などを活用するとともに、役員向けマニュアル「町内会活動ガイドブック」を活用して、地域活動の進め方や留意点などについて情報やノウハウの提供に努めます。

【関連する取組(再掲)】

■市民活動・ボランティアに関する情報提供・啓発【基本施策1-3-(1)】

■地域コミュニティ情報提供

市ホームページや市民活動情報誌「つし丸カフェ」、市内3か所の「市民活動団体情報コーナー」で情報発信

(2) 地域自治活動の活性化支援

①地域福祉について話し合う「地区懇談会」の開催 **重点②・④**

コミュニティ推進協議会等と連携して、地域福祉をはじめ幅広い地域課題に関する情報交換やレクチャー、活動内容などを話し合う「地区懇談会」を社会福祉協議会と連携して定期的開催します。

②自主的な活動を促進するための財政的支援

地域の生活環境の向上や課題解決にむけて、各コミュニティ推進協議会で特色ある地域活動が自主的に推進されるように、財政的な支援を行い活動の活性化を支援します。

■地区懇談会

地域福祉計画・地域福祉活動計画策定を契機に各小学校区で開催している地域福祉推進の住民会議

■コミュニティ活動推進事業

補助金を交付して資金面から活動活性化を支援

③アドバイザーを通じたノウハウ提供やコーディネート支援

地域住民のニーズや課題を的確に把握し、地域ぐるみの自主的な地域活動が効果的かつ継続的に行われるように、まちづくりの専門家をアドバイザーとして派遣し、課題の把握・整理から活動の実践、推進体制づくりなどについてノウハウの提供やコーディネートを支援します。

④地域コミュニティリーダーの養成 重点①

地域自治活動のけん引役となるリーダーの養成を目的に、地域活動のノウハウや技術を学ぶための講座を開催するとともに、新たな人材の発掘を支援します。

⑤コミュニティ推進協議会同士の交流・情報交換の場の提供

形式化・マンネリ化しがちな地域自治の仕組みや活動内容を見直すきっかけとして、各コミュニティ推進協議会における地域性を踏まえた独自の活動内容や運営上の工夫、今後の課題などを教えあい共有するための情報交換の機会を提供します。

■アドバイザー派遣事業

地域の主体性を尊重した地域課題解決の推進にむけて専門家を派遣。派遣にかかる費用は市が負担。

■コミュニティ団体情報交換会

各コミュニティ推進協議会の関係者同士で活動成果やノウハウ等を情報交換し活動の活性化を図る。

(3) コミュニティの交流・活動拠点の充実**①コミュニティセンターの整備**

地域住民のコミュニティ活動を支援するために、既存の公共施設を有効活用して8小学校区すべてにコミュニティセンターを開設するとともに、施設・設備の充実に努めます。

②既存の公共施設の有効活用

コミュニティ推進協議会や子ども会など地域の各種団体が、身近な場所で気軽に地域住民の交流や地域活動を活発に行うことができるように、老人憩いの家や学校施設などの既存の公共施設の有効活用を図ることで、場所の確保を支援します。

■老人憩いの家活用

老人憩いの家6施設の利用年齢制限を撤廃し、町内会に貸与予定（一部廃止）

(4) 地域課題解決にむけた仕組みづくりの検討

安全・安心な地域づくりにむけて、地域の多様な団体が参画して地域課題の解決にむけた協議の場を設置し、コミュニティ推進協議会の目標や取組内容などを計画として策定するとともに、コミュニティ推進協議会内に課題・テーマ別の部会を設置するなど、地域課題解決型のコミュニティへの発展にむけた仕組みづくりを検討します。

【関連する取組（再掲）】

■地区社会福祉協議会設立の支援【基本施策2-3-(2)】

■コミュニティ推進協議会における専門部会の設置【基本施策2-3-(2)】

社会福祉協議会の取組

町内会やコミュニティ推進協議会における支えあいの福祉活動を展開するために、コミュニティ推進協議会等と密接に連携を図りながら地域活動や福祉に関する情報提供や学習機会の提供を通じて意識啓発を図ります。また、住民同士の相互理解を深め、地域課題の発見や解決について話し合うための対話の場や組織づくりについてきめ細かくサポートしていきます。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	総合的な支援のための情報の共有化	支援が必要な人に、福祉サービスや制度に関して必要な情報を提供するため、「福祉だよりつしま」や社会福祉協議会ホームページ、市の広報紙・ホームページに加えて、地域住民が日常的に利用するコミュニティセンターでの掲示など情報提供の充実に努めます。
②	小地域福祉活動の展開 重点④	小学校区コミュニティ推進協議会の活動に積極的に加わり、地域の依頼に応じて社会福祉協議会から講師を派遣して、障がいや認知症などに関する基礎的な理解を深めるための学習機会を提供するなどしながら、地域の課題を一緒に発見し解決するための取組を展開する。
再掲	ボランティア養成講座の開催 (基本施策2-1)	市民のボランティアに対する理解や基本的なスキルを身に着けるとともに、地域の福祉課題などに対応した専門性の高い実践的な研修まで、講座内容の充実に努める。
再掲	地区社会福祉協議会及び福祉部会の設立 (基本施策2-3)	コミュニティ推進協議会等の既存組織との連携のもと、地域住民が交流し福祉活動に取り組むことができるように、地区社会福祉協議会設立及びコミュニティ推進協議会福祉部会の設置に向けて説明会・勉強会を行いながら、順次設立を進めるとともに、設置済の地区社会福祉協議会・福祉部会に対して支援を行う。



基本施策 2-3

地域福祉の推進体制の強化

現状と課題

地域福祉が目指すのは、年齢や性別、国籍、障がいの有無、福祉サービスの受益の有無などに関わらず、誰もが地域の一員として、家族や友人、知人に囲まれながら地域での日常生活を営み、趣味やスポーツ、仕事、子育て、地域活動などの活動に自分らしく取り組むことができる豊かな地域社会を育むことです。

一方で、地域を取り巻く様々な環境変化によって、住民同士の支えあいの仕組みや地域活動のあり方が変化するなかで、制度の隙間にある問題や住民の多様なニーズに対応するためには、公的サービスを基本としながら、住民と行政の協働による新たな支えあいの仕組みが不可欠な状況となっています。

そのために、当事者及び行政や社会福祉協議会、福祉事業者だけでなく、住民やボランティア団体、福祉関係団体、医療機関、NPOなどの多様な主体が、それぞれの役割を担い自立した活動に取り組むとともに、相互に連携を深めながら、力を合わせて必要なサービスや支援を総合的に提供することが求められます。地域住民のニーズに的確に対応するために地域包括支援センター事業を進めていますが、その周知とともに、センターと地域が連携して、地域住民が有効に事業を活用することが課題です。

高齢者や障がい者の地域での生活支援については、地域包括支援体制とともに、保健・医療・介護・福祉の連携が課題であり、関係機関連携を密にしながらニーズに合わせた質の高い福祉サービスを提供する必要があります。

基本的な考え方

- ・ 支援を必要とする人が、自分らしく地域での暮らしを営むことができるように、身近な支えあいから専門的な支援まで、自助・共助・公助の連携を強化します。
- ・ 行政や社会福祉協議会をはじめ様々な専門機関、地域団体やNPO等が連携して、一人ひとりの暮らしに寄り添った包括的な支援の仕組みづくりを進めます。

市民や事業者等に求められる役割

- ・ 個人ができる日常的な見守りや声かけや、介護事業者による介護サービスなど、それぞれの役割を確認するとともに、相互の取組をつなぎ合わせて、要支援者のニーズに包括的に対応することが求められます。
- ・ 困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が、積極的に地域との交流や周囲の理解、協力を得るために働きかけることが求められます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
地区社会福祉協議会の設立数	1か所	8か所

市 の 取 組

(1) 専門機関の連携による包括的支援体制の確立

①地域包括ケア体制の充実 **重点④**

高齢者や障がい者など誰もが住み慣れた家庭や地域で生活を続けられるよう、地域包括支援センターの機能を強化するとともに、医療や保健、福祉、介護等の専門機関や地域が連携をとり、地域全体で介護や在宅医療を推進することができるような地域包括ケアシステムの構築を進めます。

②小地域における見守りネットワークの構築 **重点②・④**

小地域単位の地域住民による見守りや支援の体制を整備するために、町内会、老人クラブ、民生委員・児童委員やその他関係機関の協力のもと、高齢者見守りネットワークの構築を図ります。

③認知症の家族介護者への支援

認知症高齢者を抱える家族介護者をサポートするために、地域包括支援センターと連携し専門医などの協力も得ながら、認知症の早期発見・早期対応と家族介護者への支援に努めます。

【関連する取組（再掲）】

■小地域における見守り活動の推進【基本施策1-1-(1)】

■津島市地域包括ケアシステム推進協議会
※左記のとおり

■高齢者見守りネットワーク
※左記のとおり

(2) コミュニティにおける地域福祉推進体制の強化

①地区社会福祉協議会設立の支援 **重点④**

世代や分野をこえて幅広い地域住民が、多様な地域課題について話しあい、問題解決のための活動や助けあいの風土づくりを進めるために、社会福祉協議会と町内会や民生委員・児童委員などの各種地域組織の連携を促しながら、各小学校区における地区社会福祉協議会の設立を支援します。

■地区社会福祉協議会設立推進事業
※左記のとおり

②コミュニティ推進協議会における専門部会の設置 **重点④**

地区社会福祉協議会の設立に際して、コミュニティ推進協議会における地域づくりと一体的に推進していくために、協議会内に地域福祉を担当する福祉部会を設置するなど、地域の状況に応じた地域福祉の推進体制のあり方を柔軟に検討していきます。

(3) 地域活動やボランティア活動のコーディネート **重点①・②**

市民と行政の協働のまちづくりの推進にむけて、市民活動の拠点として情報収集・発信や相談、交流、人材育成・研修、機器類貸出などの機能を充実するとともに、社会福祉協議会のボランティアセンターとも連携を図りながら、市民活動の活性化を総合的にコーディネートします。

【関連する取組（再掲）】

- 市民活動・ボランティアに関する情報提供・啓発【基本施策1-3-(1)】
- 市民活動・ボランティア活動への橋渡しとネットワークづくり【基本施策1-3-(1)】
- 市民活動・ボランティア活動の助成制度の充実【基本施策1-3-(1)】
- 各種ボランティア等の養成講座の充実【基本施策2-1-(2)】

■つしま夢まちづくりセンター

※左記のとおり

(4) 庁内推進体制の充実

市職員に対して地域福祉についての意識啓発や専門性の向上に努めるとともに、地域福祉計画の内容について周知を図り、着実な推進にむけて庁内の連携体制を構築します。

■地域福祉推進専門部会・幹事会の設置

地域福祉に関連する関係部署による横断的な庁内推進組織



社会福祉協議会の取組

社会福祉協議会に求められる役割の1つとして、地域住民や当事者、福祉関係団体、事業所などの組織化や支援があります。

地域に根ざした福祉活動を推進するため、行政や福祉関係団体、さらにはコミュニティ組織と協力・連携を図りながら、同時にそれぞれの組織・団体の自主性や主体性を尊重した組織運営ができるよう支援し、関係団体との役割を明確にしながら、お互いの信頼関係の中で連携体制づくりができるように努めます。

また、こうした役割を着実に担い、行政のパートナーとして質の高い事業を安定的に推進できるように、組織力や財政基盤の強化を着実に進めていきます。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	地区社会福祉協議会及び福祉部会の設立支援 重点②・④	コミュニティ推進協議会等の既存組織との連携のもと、地域住民が協力して福祉活動に取り組むことができるように、地区社会福祉協議会設立及びコミュニティ推進協議会福祉部会の設置に向けて説明会・勉強会を行いながら、順次設立を進めるとともに、設置済の地区社会福祉協議会・福祉部会に対して支援を行う。
②	社会福祉協議会の組織体制の充実	社会福祉協議会の福祉活動に対する理念や目的、活動内容について、市民や地域、事業所等に明確に示して理解を深めてもらい、認知度を高めるとともに会員の拡大を図る。また、職員の専門性向上や事務局体制の充実を進め、市とともに地域福祉推進の中心的な役割を担えるように、一層の組織力の強化に努める。
③	社会福祉協議会の財政基盤の強化	地域福祉活動を推進するために、社会福祉協議会会員の増加による会費の確保や共同募金活動の取組への協力、さらには住民のニーズに応じた新たなサービス提供などの新規事業への取組、市との連携による補助金及び受託事業の確保などにより、自主財源の安定的確保に努める。
④	地域福祉活動計画の周知	計画策定の過程から市と一体となって協議し策定した本計画を、これからの地域福祉活動推進のための羅針盤として位置づけ、地区懇談会等を通じて計画の周知を図る。

3 基本目標3

暮らしを支える多様な福祉サービスの充実

基本施策 3-1

わかりやすい福祉情報の提供

現状と課題

保健福祉に関する行政サービス、民間事業者の情報や地域でのさまざまな活動の情報がすべての住民に行き届くことは、地域で安心して暮らしていくためにとても重要なことです。

アンケート調査や地区懇談会での意見によると、広報紙などから情報収集している市民が多数ですが、福祉サービスのことや、社会福祉協議会のことをよく知らないという声もあります。そのため、関係部署、関係機関が一体となって、福祉サービスについてどこにどんな情報があるのかを周知するとともに、誰にでもわかりやすく情報を提供することが課題です。

また、相談に応じて福祉サービスの紹介をすることはもちろん、広報紙やホームページ等ではさまざまな福祉サービスに関する情報を提供していますが、より効果的な情報提供を行い市民が情報を得ようとする意識を高めていく必要があります。

基本的な考え方

- ・ 支援を必要とする人が適切な福祉サービスを利用できるように、関係部署等が福祉サービスに関する情報をわかりやすい提供手段、わかりやすい表現で提供することを徹底します。
- ・ 社会福祉協議会はもちろん、民生委員・児童委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、適切に福祉情報を提供します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・ 身近な地域福祉に関心を持ち、隣近所や地域活動を通じて福祉サービスに関する情報交換を行うとともに、市や社会福祉協議会等へ出前講座を要請するなど積極的に情報収集を行います。
- ・ 福祉関連事業所や医療機関は、来訪者・相談者に対して福祉サービスに関する情報提供を積極的に行います。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
必要な福祉サービス情報の入手をできている割合(アンケート調査)	17.4%	20.0%

※「十分できている」「大体できている」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) わかりやすい福祉情報の提供の充実

①わかりやすい福祉情報の提供の充実

市民や地域における福祉サービスに関するわかりやすい情報提供を関係部署・機関が連携して進めます。

また、市民の地域福祉に関する関心を高めるとともに、困った時には積極的に相談することができるよう、地域、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉関連事業所や医療機関による情報提供のための姿勢の強化や、情報提供の工夫を促します。

②情報提供コンテンツの工夫

福祉サービスを取りまとめた手引書の改訂・改善と普及を図ります。また、音声による情報提供、識別しやすい色や文字、親しみやすいデザイン、多言語標記など、情報のユニバーサルデザインに一層配慮します。

■わかりやすい情報提供のガイドライン作成

文字、色、レイアウトの工夫や対象者別の情報提供について配慮する取組みのガイドラインを作成

■福祉サービス手引書の作成

福祉サービス手引書の改訂と普及の促進

■外国語パンフレットの作成

外国人市民向けの多言語標記によるパンフレットを作成

社会福祉協議会の取組

地域福祉に関する様々な情報が多くの住民にわかりやすく、多様な手段で情報提供を行うために、「福祉だよりつしま」や社会福祉協議会のホームページ等の様々な媒体の活用と、地区懇談会などを通じての情報提供と、社会福祉協議会職員のスキルアップを進めます。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	「福祉だよりつしま」、社会福祉協議会ホームページ等の充実の充実	掲載内容を見直すとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら、より親しまれる情報誌として市民に情報提供を行う。
②	総合的な支援のための情報の共有化と職員の研修	支援が必要な人や家族、地域に、福祉サービスや制度に関する情報を的確に提供するため、職員の情報共有とスキルアップを図る。
再掲	地域福祉活動計画の周知（基本施策2-3）	計画策定の過程から市と一体となって協議し策定した本計画を、これからの地域福祉活動推進のための羅針盤として位置づけ、地区懇談会等を通じて計画の周知を図る。



基本施策 3-2

きめ細やかな相談支援体制の確立

現状と課題

保健福祉サービスを利用する際の相談窓口は、市の担当部署、社会福祉協議会や地域の民生委員・児童委員等ですが、相談窓口に一人で行けない人や、行くことをためらう人、身近に相談できる人がいない人もいます。また、相談窓口となる地域包括支援センターや民生委員・児童委員への、地域住民の認知度は必ずしも高くありません。障がい福祉サービスについては、障害者総合支援法に基づき利用者全員に担当相談員がつくことができましたが、長期入院して在宅に戻る障がい者への対応が課題です。

また、生活困窮者自立支援法については、民生委員・児童委員とコミュニティ推進協議会などとの連携を通じた市民へのPR・周知が課題です。

的確な支援を迅速に行うためには、今後も広報紙やホームページ等で相談窓口の周知を図ることや、関係機関が連絡を密にして情報共有を図ることが必要です。

また、市においては電話相談・面接相談・訪問指導を行っていますが、指導等が難しい処遇困難ケースや母子の療育支援のケースなどについては、職員のスキルアップとともに、相談内容に応じて関係者や社会福祉協議会、保健・医療関係者との円滑に連携することができる仕組みの強化が必要です。

基本的な考え方

- ・地域包括支援センターや民生委員・児童委員をはじめ、相談窓口の周知を図り、相談しやすい環境づくりを目指します。
- ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉関連事業所や医療機関などとも連携し、相談支援体制を充実します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・民生委員・児童委員と地域が連携して、高齢者等の見守り・訪問活動を進めるとともに、地域包括支援センターなどへの情報提供を行います。
- ・地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所においては、市と連携して相談窓口としての役割を強化します。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
民生委員・児童委員の認知度(アンケート調査)	41.2%	45.0%

※民生委員・児童委員について「どんな活動をしているか大体わかっている」「どんな活動をしているのか少しわかっている」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) 相談体制の充実

①心身・健康に関する相談機能の充実

対応が難しいケースについて関係課、保健所、社会福祉協議会等との連携を強化して相談機能を充実するとともに、職員のスキルアップに努めます。

また、療育が必要な母子について、かるがも園などの福祉サービス事業や、保健・医療関係者との連携による相談体制を充実します。

②障がい者への相談機能の充実 **重点②・④**

障害者総合支援法に基づいて担当相談員による個別支援を進めるとともに、長期に入院にしている障がい者の退院後の支援を行うために、保健・医療・教育機関と連携して相談機能を充実します。

③子育てに関する相談窓口の充実

育児相談や児童相談、子育て支援に関する相談など、子育て世代が健康で快適に暮らせるための相談機能を充実するとともに、関係する窓口の連携強化を図り、気軽に相談できる体制を整えます。

■かるがも園運営事業

心身障害児母子通園施設かるがも園の運営

■障がい者相談支援事業

障がい者に対し、医療や福祉等の関係機関が連携して相談に乗る

■子育て相談事業

子育て相談について関係機関が連携して、相談に乗る

■母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等の相談の受入、支援サービスの提供

(2) 相談窓口の周知

①地域包括支援センターの周知

民生委員・児童委員やコミュニティ推進協議会を通じ、介護に困る若い世代等に対して包括支援センターの周知を図ります。

■地域包括支援センターと地域連携事業

地域包括センターが行うサロン等の事業を通じて民生委員・児童委員、コミュニティ推進協議会が連携

②民生委員・児童委員の周知

民生委員・児童委員とコミュニティ推進協議会の連携を強化して、民生委員・児童委員について地域住民に周知を図ります。

社会福祉協議会の取組

相談者を的確な問題解決へ導くために、総合的な相談支援のための体制の充実や、相談にあたる職員と相談員間での情報共有や職員研修によりスキルアップを図ります。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	心配ごと相談事業	福祉相談事業について、利用者の増加に対応した開催の周知方法を改善して相談を充実する。
②	結婚相談事業	他の市町村と連携し状況について情報交換を行うとともに、登録者を中心とした婚活パーティーを開催し、成婚をめざす。
③	法律相談事業	相談内容別の窓口の周知を図るために、リーフレット等を配置するとともに、今後も利用しやすい窓口になるように運営する。
④	「ママの気持ちでんわ」 傾聴ボランティア への支援	「ふくしだより」に相談員からのコメントを継続的に掲載し周知する。開催頻度、開催時間なども含めて、相談員とともに改善する。
⑤	総合的な支援のため情報 の共有化と職員研修	コミュニティセンターでの社会福祉協議会事業についての掲示や、地区懇談会などを通じて周知活動を強化する。職員間での意識統一を図り、社会福祉協議会内でよりきめ細かい情報共有を行う。



基本施策 3-3

公的な保健・福祉サービスの充実

現状と課題

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域で心豊かに充実した生活を送ることができるように、高齢者福祉・障がい者福祉・子育て支援などの保健福祉サービスが必要な市民に、適切な利用を促進する必要があります。また、サービスの利用を拒む市民も見受けられるため、その家族を含めて利用を周知することや、サービスの充実に図ることが課題です。また、対応困難ケースなどでは、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携を強化して、適切な対応を図る必要があります。

福祉サービスの質の向上を図るために、民間サービス事業所や保育園に対しては第三者評価を促しています。今後も、市の各種計画の推進・見直しや、事業所等において第三者評価を導入することが課題です。

障がい者の自立支援のためには、障がい福祉サービス事業所や障がい者相談支援事業所間の連携、高齢者の地域での生活支援については保健・医療・福祉の連携が課題です。関係機関連携を密にしながら、ニーズに合わせた質の高い福祉サービスを提供する必要があります。

基本的な考え方

- ・支援が必要な人に対して、適切にサービスの提供と利用を促進することができるように、地域包括支援センターなどの福祉サービス事業所、保健・医療・福祉の関係機関の連携を強化します。
- ・サービスの質の向上を図るため、サービス事業所において第三者評価の導入を促進するとともに、苦情処理からサービスの質の向上につなげる仕組みを確立します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・隣近所や地域においては、介護や子育て、障がい者、認知症高齢者など支援が必要な人について情報を共有します。
- ・市民や家族は支援が必要な場合は自分に合ったサービスを利用するとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度などによる権利擁護を積極的に利用します。
- ・コミュニティ推進協議会においては、支援を行っている人や支援機関、市との連携を積極的に進めます。
- ・福祉サービス事業所は、第三者評価を導入しながら、サービスの質の向上と利用の促進を進めます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2014年度(平成26年度)	2020年度(平成32年度)
介護サービス(施設)に満足している利用者の割合(市民意識調査)	87.5%	90.0%

市 の 取 組

(1) 保健・福祉サービスの充実

認知症や知的・精神障がい者等を対象として、地域包括支援センターの利用促進を図るとともに、早急にケアすることが困難なケースについては市と社会福祉協議会、地域包括支援センターが連携して的確に対処します。

(2) サービスの評価と改善

①事業所における第三者評価等の実施

提供するサービスの質を高めるために、福祉サービス事業所へ第三者評価の導入と、それに基づいた着実な改善を促します。

②保育園における第三者評価等の実施

公立及び民間保育園において定期的に実施することができる第三者評価やそれに準じる方法を確立するとともに、評価の実施とサービス改善を促します。

■第三者評価の公表

事業所や保育園において第三者評価を実施した機関についてPRを行う

(3) 関係機関等の連携

①障がい者福祉サービス事業所等の連携

障がい者自立支援協議会の開催とともに、障がい者福祉サービス事業所や障がい者相談支援事業所等の連携を図り、サービスの質の向上を図ります。

②保健・医療・介護・福祉の連携

保健・医療・介護・福祉の連携を強化し、在宅医療・福祉を中心としてきめ細かなサービスを提供することができる総合的な福祉サービス供給体制を充実します。

■サービス供給連携事業

保健・医療・介護・福祉の関係機関の連絡会議を開催し、具体的な事業に関して調整

③南文化センターにおける自立支援サービスの充実

南文化センターにおいて、地域巡回などにより地域住民の生活課題を把握するとともに、社会福祉協議会、ボランティア等と連携しながらデイサービス等の自立支援を進めます。

■南文化センター運営事業

南文化センターにおいて自立した生活を地域で営むための自立支援を実施

【関連する取組（再掲）】

■南文化センターを拠点とした自立・社会参加の支援【基本施策1-3-(2)】

■地域包括ケア体制の充実【基本施策2-3-(1)】

社会福祉協議会の取組

子育てに対する住民の理解を深めるための学習や交流の機会を設けるとともに、地域のふれあいサロン活動を通じ、子育て支援と子育て世代が定住しやすい環境づくりを進めます。

また、子どもから高齢者、障がいのある人等、誰もが安心して在宅生活を送るため、行政による制度サービスの質の向上だけでなく、地域に根ざした支えあいと自主的なボランティア、NPO等の活動と連携を図る仕組みを充実します。

【具体的な事業】

(1) 子育て支援事業

(注：*市からの受託事業)

	事業名	事業内容
①	親子わくわく体験ツアー	父子・母子・両親家庭の別なく、交流と学習の機会として、社会見学を開催する。
②	ふれあい音楽会・ふれあい子どもお楽しみ	障がいのある無しに関係なく、就学前の児童と親を対象に、夏期に音楽での手遊びやふれあい事業、冬期に人形劇を開催し楽しく機会を提供する。
③	母子家庭等日常生活支援事業*	市から依頼を受けた母子家庭等の相談を受け入れるとともに、支援サービスを提供する。
再掲	ふくししくん広場 (基本施策2-1)	未就学児同士がおもちゃ遊びを通じてお互いを認め合うとともに、親同士の交流の場となるように内容を充実させながら、ボランティアによる催しを開催するなど利用促進を図る。

(2) 高齢者福祉・介護保険事業等

(注：*市からの受託事業)

	事業名	事業内容
①	居宅介護支援事業	ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、制度以外のサービスの説明や手続き支援を実施して、要介護・支援者が安心して介護サービスを利用できるように支援する。
②	居宅介護事業	要介護・支援者宅へホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活介護をおこなう。総合事業（平成29年度～）の開始を見据えて事業推進の方策を確立する。
③	介護者派遣事業	契約者に対し、介護保険や障がい福祉サービス等の公的サービスでは対応できない部分をサービス提供し、在宅で安心して生活が送れるよう支援する。
④	生活支援コーディネーター事業	平成29年度総合事業開始に伴い、生活支援・介護予防サービス提供体制を整えるため、地域の課題や社会資源の把握、ネットワーク化など、他機関と連携を図り地域福祉の向上に努める。また、生活支援の担い手の養成等を行う。

⑤	日常生活自立支援事業	日常生活に不安を抱いている認知症高齢者、知的・精神障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を行う。
⑥	介護保険事業の一体的な運営と経営分析	社会福祉協議会がおこなう居宅介護支援、訪問介護の介護保険事業について、ケアマネジャーを配置する体制を維持するために、一体的に事業運営を進める。また、介護保険事業が持続できるように、経営改善を行っていく。
⑦	介護支援ボランティア事業*	高齢者自ら介護施設や病院などでボランティア活動を行うことをコーディネートするとともに、参加しやすい環境づくりと、ボランティア登録者の拡大を図る。
⑧	特殊寝台・車いすの貸し出し	社会福祉協議会会員を対象に、介護保険のレンタルが利用できない人や短期観光等で必要な人などに貸し出す事業であり、会費運営を行っていることの周知と適切な利用を図る。
⑨	寝具洗濯乾燥サービス事業*	ひとり暮らし高齢者や要介護の高齢者世帯を対象として、在宅支援事業として寝具洗濯乾燥サービスを提供する。
⑩	家族介護用品支給事業*	要介護4・5の認定を受けている人の家族に介護用品等を支給する。
⑪	軽度生活援助事業*	介護保険で自立と認定された人で、サービスが必要と市が認めた人に生活援助を実施する。(平成29年度より総合事業に移行)
再掲	ふれあいサロン 立ち上げ支援 (基本施策1-1)	高齢者・子育て中の親子・障がいのある人たちが気軽に交流できるつどいの場づくりを、地域包括支援センターとボランティア、地域住民が連携して立ち上げることを支援する。また、サロンと対象となる事業者を結びつけるなど、サロンの運営を支援する。
再掲	ひとり暮らし老人のつどい (基本施策1-1)	ひとり暮らしの高齢者同士のふれあいを図るために、日帰りバス旅行を実施する。
再掲	立春のつどい (基本施策1-1)	ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の人を対象として、演劇等を楽しんでもらう機会を提供するとともに、開催場所の充実を図る。

(3) 障がい福祉事業

(注: *市からの受託事業)

	事業名	事業内容
①	障がい者相談支援事業*	障がい種別、年齢等に関係なく、障がい者等の福祉に関する様々な問題について、相談員を配置するとともに、事業所との連携、医療・教育・福祉・保育の連携を図り、相談、情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用に関する支援を行う。
②	居宅生活支援事業	サービス体制の充実とサービスの質の向上を図りながら、介護を必要とする障がい者宅へホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行う。また、視覚障がい者の外出時の視覚情報提供のため、同行援護事業を実施していく。
③	移動支援事業	冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上不可欠な外出や観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援する。

基本施策 3-4

セーフティネットの構築

現状と課題

非正規雇用者の増加などに伴い格差社会が進んでいると言われており、大きな社会問題となるとともに、人生の挫折などが原因となる家庭内の虐待や暴力などの発生を防止するための、公的な取組や地域の活動が不可欠になっています。

生活保護受給世帯は全国的にも増えてきており、また、貧困がその子どもにも連鎖することが懸念されます。

こうした問題とともに、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）という人権侵害や、社会と隔絶する引きこもり等についても、早期の発見や相談により問題を解決することが課題です。

認知症や知的障がい者に対しては、権利擁護のために日常生活自立支援事業と成年後見制度について、高齢者やその家族・若い世代に周知を図ることが課題です。

基本的な考え方

- ・ 民生委員・児童委員とコミュニティ推進協議会など地域が連携して、生活困窮者への自立を促すとともに、子どもや高齢者、女性などに対する虐待や暴力を根絶します。
- ・ 認知症などにより、判断能力が乏しくなった人の財産や金銭の保護を支援します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・ 隣近所や地域の絆を深めるようにすることで、家庭における暴力・虐待を早期発見して、市等へ相談します。また、判断能力が乏しくなった家族がいる家庭に対して、市等に相談することを促します。
- ・ 隣近所や地域で生活が困窮している家庭の自立を促すように見守ります。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
困ったことがあるときに相談できない人の割合 (アンケート調査)	41.0%	20.0%

※困ったことがあるときに「相談していない」人のうち、「相談しづらい」及び「どこに相談したらよいかわからない」と回答した人の合計の割合

市 の 取 組

(1) 困窮者の支援と擁護

①生活困窮者の自立支援

平成27年度より施行された生活困窮者自立支援法について民生委員・児童委員とコミュニティ推進協議会への周知を図るとともに、自立を促すために制度の活用を促します。

②権利擁護の推進

判断能力が乏しい人の財産や金銭の管理を支援するために、その家族に日常生活支援事業や成年後見制度などの利用を促します。

■成年後見制度

意思能力に衰えがある人に対して、財産や権利を守るためにその衰えを補う民法による法律的支援または任意契約の支援を実施

(2) 虐待の防止の早期発見

隣近所やコミュニティ推進協議会など地域において子どもや高齢者などに対する虐待、女性に対するDVを防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等の促進を図ります。

■虐待防止の啓発事業

コミュニティ推進協議会等における啓発活動を推進

社会福祉協議会の取組

判断能力が不十分な人でも、地域で安心して暮らせるよう、権利擁護事業に関する制度の広報や利用の支援を行うとともに、市民の安定した生活を確保するために、経済的支援が必要な人への相談・支援、自立支援機能の強化を図ります。

【具体的な事業】

(注：*市からの受託事業)

	事業名	事業内容
①	生活困窮者自立支援事業*	生活困窮者の自立のための住宅確保や生活相談、就業訓練等の相談を行う。
②	成年後見制度との連携	日常生活自立支援事業の利用者が同事業で対応が難しくなった場合に、成年後見制度の利用支援を図る。
③	地域包括支援センターとの連携	悪徳商法や虐待などの困難ケースに対応するために、地域包括支援センターとともに、総合的な相談に取り組む。
④	法外援護事業	災害や疾病のための不測の支出を要する生活困窮者に生活費・治療代を貸し付けるとともに、旅費欠乏者への援助を行う。
⑤	生活福祉資金貸付事業	県社会福祉協議会と連携して、他の借入が困難な低所得世帯や障がい者高齢者世帯の利用を図り、安定した生活を支援する。
⑥	くらし資金貸付事業	自立支援相談事業等と調整して、生活再建までの必要な生活費用を一時的に貸付ける。
⑦	貸付制度のPRと償還指導	「福祉だよりつしま」にて、生活福祉資金などの貸付制度について広報するとともに、民生委員・児童委員との連携のもと訪問相談や償還指導を行う。
再掲	法律相談事業 (基本施策3-2)	相談内容別の窓口の周知を図るために、リーフレット等を配置するとともに、今後も利用しやすい窓口になるように運営する。
再掲	日常生活自立支援事業 (基本施策3-3)	日常生活に不安を抱いている認知症高齢者、知的・精神障がい者に対し、福祉サービスの利用や日常的金銭管理を行う。

基本施策 3-5

快適な暮らしを支える都市基盤・交通

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で、できるだけ自立して安心して日常生活を営むためには、自由に外出して移動することができる環境づくりが重要です。

本市については、愛知県の「人にやさしい街づくり推進条例」に基づいて、公共施設や道路等の公共空間のバリアフリー化を順次進めてきましたが、今後もその推進を図ることや民間施設への普及を図ることが課題です。また、障がい者等が困っている場合に手助けするような健常者の心のバリアフリー化も重要です。

高齢者が移動しやすい環境とするためには、交通手段の確保が課題です。本市においては公共施設等を結ぶふれあいバスを運行するとともに、障がい者に対するタクシーの利用助成などの支援をしてきました。今後は、よりきめ細かな移動手段の確保を支援することが課題です。

基本的な考え方

- ・公共施設における段差の解消やトイレ等のバリアフリー化を順次進めて、人にやさしいまちづくりを進めます。
- ・公共交通の利便性を高めるとともに、よりきめ細かな移動手段となる民間サービスの提供を支援します。

市民や事業者等に求められる役割

- ・市民は高齢者、障がい者、子育て世代がまちなかなどで困っていた場合に、積極的に手助けをします。民間は所有する施設について、バリアフリー化を順次進めます。
- ・市民や地域において、公共交通の利用促進を進めます。

目 標 値

単位施策の目標指標	現状値	目標値
	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
総合的な交通ネットワークの形成に満足している市民の割合(市民意識調査)	24.8%	35.0%

※「大変満足」、「満足」、「やや満足」と回答した人の合計

市 の 取 組

(1) 公共施設等のバリアフリー化による外出しやすい環境の整備

公共施設、道路などの物理的障壁を解消して、心のバリアフリーも進め、すべての人が暮らしやすい社会になるよう「人にやさしいまちづくり」を推進します。また、民間施設のバリアフリー化について啓発します。

(2) 多彩な移動サービスによる外出や移動の支援

公共施設等を巡回するふれあいバスの運行を継続しながら、より市民が利用しやすく、効率的な運行形態等についての検討を進めるとともに、公共交通空白地域の解消に努め、交通弱者などが公共施設等に移動できるよう公共交通の充実を図ります。

また、市民のニーズに応じて障がい者等のタクシー利用の支援や、民間によるきめ細かな移送サービスの提供を支援します。

■巡回バス運行事業

地域の交通手段として公共施設等を結ぶ巡回バスを運行

社会福祉協議会の取組

民間の建物や屋外空間のバリアフリー化の推進について啓発を図るとともに、新たな移動手段の確保について民間に働きかけます。

【具体的な事業】

	事業名	事業内容
①	福祉有償運送事業の普及	民間や市民グループに対して、移送事業についての参入を啓発する。
再掲	特殊寝台・車いすの貸し出し (基本施策3-3)	社会福祉協議会会員を対象に、介護保険のレンタルが利用できない方や短期観光等で必要な人などに貸し出す事業であり、会費運営を行っていることの周知と適切な利用を図る。
再掲	移動支援事業 (基本目標3-3)	冠婚葬祭、教育・文化的活動など社会生活上不可欠な外出や観劇などの余暇活動等の社会参加のための外出を支援する。また、視覚障がい者の移動支援のために動向支援事業を実施する。



4 重点的な取組（総括）

前述の基本目標1～3において記載した市及び社会福祉協議会の各種取組は、個々に進めるだけでなく、共通するテーマにより連動性をもたせて相乗効果の高い取組の推進が求められます。

そこで、とくに**重点**と記載した事業について、以下の4つのテーマで再整理し、つながりを意識しながら効果的に取り組んでいきます。

重点①

地域福祉を担う 世代をこえた人づくり

子どもに対する福祉教育を通じて、早い段階から思いやりの心を育むとともに、中高生におけるボランティア体験、社会人に対する各種分野でのボランティア養成講座など、世代間や分野間につながりや連続性を持たせて、効果的な人づくりを進めます。

【重点的な取組】（社協：社会福祉協議会）

主体	取組	掲載箇所（ページ）
市	自主防災活動の担い手育成	基本施策1-2-(1)-③ (56ページ)
	市民活動・ボランティア活動への橋渡しとネットワークづくり	基本施策1-3-(1)-② (60ページ)
	各種ボランティア等の養成講座の充実	基本施策2-1-(2)-① (64ページ)
	認知症サポーターの養成	基本施策2-1-(2)-③ (65ページ)
	体験型の福祉教育の充実	基本施策2-1-(3)-② (65ページ)
	地域コミュニティリーダーの養成	基本施策2-2-(2)-④ (69ページ)
	地域活動やボランティア活動のコーディネート	基本施策2-3-(3) (73ページ)
社協	ボランティアセンター機能の充実	基本施策1-2-① (62ページ)
	ボランティア養成講座の開催	基本施策2-1-① (66ページ)
	福祉教育への支援	基本施策2-1-② (66ページ)

重点②

専門機関や各種団体・地域のネットワーク強化

町内会やコミュニティ推進協議会、老人クラブ、子ども会、民生委員・児童委員、PTAなど地域の各種団体、ボランティアや市民活動団体、NPOなどの分野別の住民組織、さらに保健・医療・福祉・介護の専門機関、市、社会福祉協議会など様々な主体が連携し、日常的な見守りからの確かな福祉サービスの提供まで包括的な支援体制によって提供していきます。

【重点的な取組】（社協：社会福祉協議会）

主体	取組	掲載箇所（ページ）
市	地域福祉について話し合う「地区懇談会」の開催	基本施策2-2-(2)-① (68ページ)
	小地域における見守りネットワークの構築	基本施策2-3-(1)-② (72ページ)

	地域活動やボランティア活動のコーディネート	基本施策2-3-(3) (73 ページ)
	障がい者への相談機能の充実	基本施策3-2-(1)-② (79 ページ)
社協	地区社会福協議会の設立及び福祉部会の設立支援	基本施策2-3-① (74 ページ)

重点③

避難行動要支援者の支援体制の強化

災害対策基本法が改正され（平成26年4月1日施行）、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されたことを受け、避難行動要支援者名簿の作成及び名簿を活用した的確な情報提供及び情報管理など、実効性のある避難支援がなされるよう具体的な取組を推進します。

【重点的な取組】（社協：社会福祉協議会）

主体	取組	掲載箇所（ページ）
市	地域ぐるみの防災訓練や防災講演会等の支援	基本施策1-2-(1)-② (56 ページ)
	避難行動要支援者の把握	基本施策1-2-(3)-① (57 ページ)
	避難行動要支援者の情報伝達・避難支援	基本施策1-2-(3)-② (57 ページ)
社協	避難行動要支援者の名簿作成及び避難の支援	基本施策1-2-④ (58 ページ)

重点④

地域福祉活動の推進基盤の確立

地域の主体的な地域福祉活動を一步ずつ着実に推進していくために、身近な交流・支えあいの機会づくりを進めるとともに、定期的な協議の場づくりやコミュニティ推進協議会における専門部会の立ち上げ、地区社会福祉協議会の設立によって推進体制を強化します。

【重点的な取組】（社協：社会福祉協議会）

主体	取組	掲載箇所（ページ）
市	小地域における見守り活動の推進	基本施策1-1-(1)-2 (53 ページ)
	地域福祉について話し合う「地区懇談会」の開催	基本施策2-2-(2)-① (68 ページ)
	地域包括ケア体制の充実	基本施策2-3-(1)-① (72 ページ)
	小地域における見守りネットワークの構築	基本施策2-3-(1)-② (72 ページ)
	地区社会福祉協議会設立の支援	基本施策2-3-(2)-① (72 ページ)
	コミュニティ推進協議会における専門部会の設置	基本施策2-3-(2)-② (72 ページ)
	障がい者への相談機能の充実	基本施策3-2-(1)-② (79 ページ)
社協	高齢者を見守るための仕組みづくりと地域の関係団体との協力	基本施策1-1-① (54 ページ)
	ふれあいサロン立ち上げ支援	基本施策1-1-② (54 ページ)
	小地域福祉活動の展開	基本施策2-2-② (70 ページ)
	地区社会福協議会の設立及び福祉部会の設立支援	基本施策2-3-① (74 ページ)